

むつ市上下水道局告示第6号

むつ市水道事業に係る給水装置工事等手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により告示する。

令和4年4月1日

むつ市公営企業管理者 村田 尚

- | | |
|--------------|--|
| 1 受託者の住所及び氏名 | むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73番地18
協同組合むつ管工事協会
理事長 谷川 聡 |
| 2 委託事務の内容 | 水道施設維持管理、給水装置工事等手数料徴収事務等 |
| 3 委託する区域 | むつ市内一円 |
| 4 委託する期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |